

昭和三十五年五月十七日受領
答 弁 第 七 号

(質問の 七)

内閣衆質三四第七号

昭和三十五年五月十七日

内閣総理大臣 岸 信 介

衆議院議長 清 瀬 一 郎 殿

衆議院議員森本靖君提出農業委員会の職員の任免に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員森本靖君提出農業委員会の職員の任免に関する質問に対する答弁書

一 農業委員会の職員の任免については、貴見のとおりである。したがって農業委員会が職員を採用した場合において、地方公共団体の長は、法律上これに対する給与の支払を拒むことはできない。

なお、この場合、職員は地方公務員法(昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号)第四十六条の規定に基づき、公平委員会に対して措置要求をすることができ。

二 地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)第百八十条の四第二項の規定については、貴見のとおりである。

右答弁する。